



写

令和5年8月23日

長野労働局長

久富 康生 殿

長野地方最低賃金審議会

会長 倉崎 哲矢



特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月7日付け長野労発基 0807 第1号をもって貴職から諮問のあった下記3業種に係る、最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金
- 2 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- 3 長野県各種商品小売業最低賃金

ただし、専門部会において次年度以降のあり方についても審議を十分に尽くすこと